

「心の伊達市民」登録要綱

平成18年4月1日制定

平成24年4月1日改正

（目的）

第1条 この要綱は、北海道の伊達市を心から愛する人たちの英知や行動力をお借りして、地域の活性化を図り、また、広く宣伝していただくため、「心の伊達市民」に関して必要なことを定めるものです。

（登録資格）

第2条 「心の伊達市民」として住民登録できる方は、北海道伊達市以外に在住する方で、年齢、性別、国籍は問いません。

（登録）

第3条 「心の伊達市民」に住民登録していただける方は、「心の伊達市民」住民登録申請書（様式第1号）を伊達市長に提出していただきます。

2 「心の伊達市民」の住民登録の承認は、心の伊達市民住民票（様式第2号）の通知をもって代えさせていただきます。

（心の伊達市民税）

第4条 「心の伊達市民」は、心の伊達市民税（会費）を「心の伊達市民コミュニケーションクラブ」事務局へ納入していただきます。

2 心の伊達市民税は、年額1口1,000円とし、何口でもかまいません。

3 心の伊達市民税の納入期限は、毎年6月末日までとします。ただし、新たに「心の伊達市民」に住民登録された方は、住民登録後2ヶ月以内とします。

（心の伊達市民へのお願い）

第5条 「心の伊達市民」には、次のいずれかのことをお願いします。

- (1) 伊達市に興味を持っていただくこと。
- (2) 伊達市を愛していただくこと。
- (3) 伊達市を宣伝していただくこと。
- (4) 伊達市の発展に関するアドバイスをいただくこと。
- (5) 伊達市を訪れて、食や趣味などを満喫していただくこと。
- (6) その他伊達市の魅力向上にお力をお貸しいただくこと。

（市の役割）

第6条 市は、次のことをお約束します。

- (1) 「心の伊達市民」住民登録台帳を管理すること。
- (2) 伊達市の情報を提供すること。
- (3) 伊達市の宣伝に必要な物品を提供すること。
- (4) 伊達市の特産品の提供に関すること。

（個人情報の保護）

第7条 「心の伊達市民」住民登録台帳に記載された個人情報は、目的以外のことには使用しません。

（その他）

第8条 上記のほかに必要なことは、別に定めることとします。